

(記載第6-8号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成27年8月25日

宮若市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			乙野(草場)	無	平成27年度～平成31年度	草場集落
	○			上脇田(福井)	無	平成27年度～平成31年度	福井集落
	○			上脇田(安河内)	無	平成27年度～平成31年度	安河内集落
	○			湯原(山の口)	無	平成27年度～平成31年度	山の口集落
	○			湯原(西岩倉・芳ヶ谷)	無	平成27年度～平成31年度	西岩倉・芳ヶ谷集落
	○			中畑	無	平成27年度～平成31年度	中畑集落
	○			五郎ヶ畑	無	平成27年度～平成31年度	五郎ヶ畑集落
	○			小谷	無	平成27年度～平成31年度	小谷集落
	○			縁山	無	平成27年度～平成31年度	縁山集落